第3分科会 性に関する指導

発表者

宮城県東松島市立鳴瀬未来中学校 主幹教諭 濱田 純子 青森県教育庁スポーツ健康課 指導主事 原 トモ子 第3分科会 研究発表

主体的に生きるために

~性に関する知識のまとめを通して~

宮城県東松島市立鳴瀬未来中学校 主幹教諭 (養護) 濱田 純子

1 はじめに

本校は震災後に開校した統合校で、8年目を迎える。今年度は生徒数200名で、非常に落ち着いた学校生活を送っている。

私が性教育の必要性を強く感じるようになったの は、2校目の勤務校でのことである。私は長女の育 児休業中、その1年前に卒業した生徒に地域の子育 てサポートセンターで再会した。彼女は小さな赤ち やんを抱えて「出会い系で知り合った男性宅に泊ま り妊娠したが、男性は一度謝罪に来て連絡がとれな くなってしまった」とあっけらかんと話していた。 当時の勤務校では、生徒指導上問題になる生徒に対 して個別の性教育をしていたが、彼女は対象となる ような生徒ではなくごく普通の目立たない生徒だっ た。私は、彼女が抱っこしている小さな赤ちゃんに 対してとても申し訳ない気持ちになり、この原因の 一端が自分にあるような気がして心苦しかった。そ の他にも、自らの不妊治療の経験や知人のお子さん が先天的疾患のため自力で授かることができないこ とを知ったことなど、性に関する様々なことを考え ないではいられないことが続いた。

小学校の教科書では、二次性徴の発現時期の違いを個人差としながら誰もが定型の発達をするかのように記載されているが、本当にそれでいいのだろうか。中学校では1年生の最初に二次性徴について学ぶが、発達段階として実感をもって学べているのだろうか。全員が高校進学し、避妊と同様に妊孕(にんよう)性について学べるのだろうかなど、自分自身がもっと学ばなければならないという焦燥感が大きくなった。

2 生徒の現状から

本校の学区は大震災による大規模被災のため、集

団移転地の造成に時間が掛かり、仮設住宅がなくなるまで6年かかった。その間、家庭が落ち着かず生徒指導上の問題行動を繰り返す生徒もいた。ある生徒は「子供ができたら働けばいい」と言った。自活やサポートがない状態で親になることの大変さを具体的に話すと、自分の発言の幼稚さに気付いてくれたが、このようなことをどの子も家庭教育の中で学べるわけではなく、全体へも同様の指導が必要であることに気付かされた。また、高校進学しても課題の多かった生徒は、中退率も高いように感じている。中退によって高校の保健や家庭科で学ぶはずの内容を放棄してしまうので、義務教育の最後に、大人として必要な最低限の性に関する知識を学ぶ機会が必要ではないかと考えるようになった。

本校の開校1年目に、助産師を講師に迎えての 学習機会があった。生徒にとって貴重な機会にな ったのは間違いないのだが、中学生に必要なのは 妊娠出産が遠い未来のことではなく、性交をすれ ば誰にでも身近な問題となるということであり、 自分事として考えるための指導だと感じている。 さらに、性は性交にとどまらず、LGBTなど多 様性を理解するとともに、自分はどう生きるかを 考えるきっかけになりうる。しかし、授業時数の 捻出が課題になる中、性教育のために何時間もほ しいとは言えないのが現状である。そうであるな らば、生徒の現状を知っている教員が直接指導す ることで、振り返りや事後指導まで含めてカバー できるのではないかと取り組み始めたのがこの実 践である。2時間に納めるには学習する内容が盛 りだくさんだが、限られた時間の中で卒業前の中 学生が性を自分事としてどのように受け取り、ど う考えたのかを紹介する。

3 学習指導要領から

令和3年度より実施の中学校新学習指導要領解説の保健体育の「保健分野『(2) 心身の機能の発達と心の健康』ア(イ) 生殖に関わる機能の成熟」には、

「身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるようにする。」と明記されており、しっかりと押さえなければならない内容とされている。また、「心身の機能の発達と心の健康」は1年生が該当となっているが、「3学年を通じて適当に配分し、各学年において効果的な学習が行われるように配慮して配当すること。」とされているので、1年次の復習として卒業前に保健体育で実施することは可能だと解釈できる。

また、朝日新聞2020年7月26日の記事によると、2021年から使用される新しい教科書では歴史、公民、美術、家庭科で性の多様性に関する記述が見られるようになっているとあり、中学校で学ぶべき知識になっていることが分かる。一方、保健体育では章末資料で触れる教科書があるようだが、指導要領が「異性への関心」に限っており、本文中は依然「思春期になると異性への関心が芽生える」との記述にとどまっていることを報じている。

4 授業実践

- (1) 対象者…中学3年生
- (2) 実施時期…学年末テスト終了後の2時間
- (3) 実施時間の扱い…保健体育
- (4) タイトル…「性って何だろう ~それは大切 な生き方の話です~」 導入では、「性」という漢字に注目させる。 「りっしんべん」は心を表しているので、「心が 生きる」という字であることを話すと、性交に 関わることだけでなく、人間が一生関わってい く大切なことであることを理解できる。

(5) ねらい

- ① 義務教育終了時に備えておきたい性の知識のまとめをする。
- ② 主体的に生きるために備えたい力を理解する。

(6) 授業の流れ

① 二次性徴のまとめ

既習事項の確認になる。自分や異性の性の仕 組みを理解していない生徒も多い。互いの現象 について理解し、さりげない思いやりや気遣い ができるようになってほしいと思っている。

② 妊娠・出産

学習指導要領には「妊娠や出産が可能となる ような成熟が始まるという観点から、受精・妊 娠を扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わない ものとする。」とされている。妊娠の経過を取り 扱わないことはおかしいと思っているが、言葉 で説明はしていない。補完するものとして、N HK「驚異の小宇宙人体シリーズ 生命誕生」 のDVDには、CGで制作された性交を表現し た映像が数秒あるので使用している。性交を簡 潔に表現したCGのため、生徒がそれに過度に 反応するということもない。その後は、民放番 組で放映された胎児の成長の様子、出産シーン と出産後の母親の表情の場面を切り取って使用 している。動画を用いることで、特に女子は感 情移入する生徒が多く、妊娠出産の神秘と母親 の思いなどを感じ取って涙を浮かべることも多 1

③ 親になるということ

近年の若年出産を取り上げた新聞やネットの記事(補助資料1・2)を取り上げる。性交をすれば、誰でも親になることと表裏一体であることを知り、赤ちゃんはかわいいだけでなく、育児には困難もつきものであることに気付かせる。さらに、自分たちとほとんど年齢の変わらない人たちが直面した問題に触れさせることで、必ずしも遠い未来のことではなく、正解のない問題を自分事として考えさせる。

まずは、親から自活するということ、そして 家族を養うということを現実的に理解させたい ので、生活費等を具体的な金額を提示してイメ ージさせる。また、覚悟をもって出産し、一生 懸命育児と向き合ってもいても、サポートがな ければ子育ては難しいことを理解させる。

避妊や人工妊娠中絶のこと、出産にかかわる 費用など、「知らなかった」とか「お金がなくて どうすればいいか分からなかった」とならない ように法律や助成のしくみについても触れる。

ただし、生徒の中には親が十代のうちに自分を出産しているという場合もあるので、大変な苦労の中、周囲のサポートを受けながら育ててもらったことで、今のあなたがいるということも補足する。

④ 性感染症

性感染症の知識については、保健体育で学習 したばかりで期末テストも行っていることから、 種類や症状については扱わない。感染しても無 症状であったり、時間を掛けて進行したりする など性感染症の怖さを理解させるために、一昨 年前までは性感染症の広がりを図式で説明して いたが、現在は、雑誌『健』で紹介された性感 染症ゲームを取り入れている。2時間構成の1 時間目は映像などを取り入れているが、基本的 には座学のため固唾を飲んで話を聞くという姿 勢になりがちだ。2時間目の最初にこのワーク を取り入れることで、全体に動きが出て、生徒 も少しリラックスして取り組んでいる。フェノ ールフタレイン溶液を垂らすまで、誰にも結果 が予想できないので、種明かしをした時に「あ の先生と間接的につながっていた」という衝撃 で盛り上がる活動になる。

⑤ LGBT

導入では、自身の性についてカミングアウト したり個性を前面に出す有名人も多くなったり いるので、その年に認知度が高い人を紹介して いる。

以前、LGBT当事者が講師になっている研修会で、トランスジェンダーの方の苦しみの一端を理解することができた。その方は「自分は男性なのに、絶対に脱ぐことのできない女性の着ぐるみを着せられている」と表現していた。どんなに自分が違うと叫んでも、誰にも理解してもらえない苦しみ。これは文献からは想像できないことで、私自身が人は心が主体で生きており、体は入れ物でしかないことを改めて考えさせられた。私が感じたことを通じて、生徒は当事者の話を聞いたかのような印象になっていることを生徒の感想から読み取ることができる。

⑥ 主体的に生きるために

授業のまとめとして、「幸せに生きるための4つの力」(出典不明)を生徒に紹介している。

- ・自分はどうしたいのか見つめる力
- ・自分を認めてほめる力
- ・感情や欲求をコントロールする力
- ・自分の気持ちを伝える力

これらは、性に限らず社会人として自立した 生活を送るために必要であり、あふれる情報を 取捨選択し、依存や周囲に流されることなく自 己決定できる人生を送ってほしいという願いを 込めて伝えている。

5 事後指導

授業の振り返りとして感想を書かせている。他の 人の意見や考えから学ぶことも多いこと、保護者と も共有したいということを伝え、感想のまとめを翌 日に発行している。授業の余韻があるうちにフィー ドバックできるのも外部講師に頼らないメリットの 一つだと感じている。

6 授業後の感想

- (1)『小さな命』や『乳児揺さぶり死事件』から感じたことや考えたこと
 - ・望まない妊娠で激しく悩んだり、望んで授かった命でも最悪な結果になったりということを改めて感じた。「性」についての話は、面白おかしく下ネタにされることが多いが、そういった話にしてはいけないくらい大切なことだと思った。
 - ・若いうちに子供を産むということは、とても大変だし自分の人生が何もかも変わってしまうから、責任をもてないうちは簡単に妊娠してはいけないと思った。
 - ・性的接触を簡単に考えてはいけないと思った。 こういうことを軽く考えてしまうと、自分の人 生が狂ってしまったり、自分の望まない妊娠を したりなど、危ない方向に向かうと思った。し っかりと自分の将来について考え、見通しをも つことが大事だと思った。
 - ・表面だけ見たら母親が悪く見えるけど、若くして母親になるのがどれだけ大変なことか中身を 知らないで勝手に判断できないと思った。

(2) LGBTについて考えたこと

- ・あまり分からず色々なことを言ってきたが、その立場になって考えると、とてもいやなことだと気付けた。人の気持ちをもっと考えられる人間になりたい。
- ・公表できる人もいるけど、誰にも相談できずに 人に判断された性別で生きていくことがどれだ け苦しいことか、実際に話を聞いて分かった。 見た目とかちょっとしたことだけで判断して決 めつけるのは、相手を苦しめることになるかも しれないと分かった。

(3) 授業全般について

・最初は少し軽い気持ちで臨んでいたけれど、話

を聞くにつれ、笑い事ではないことや将来はどうなるのかなど、自分のためにも相手のためにも重要なことだと思った。将来の自分はどうあるべきか、親になったらどういう親になるべきかを今から真剣に考える必要がある。

- ・軽はずみな行動が人生を壊してしまうのだと気 付いた。してはいけない行動をすれば、自分以 上に相手を傷付けてしまうことにも気付けた。
- ・「性交」とか「性的なこと」と聞くと、「変態」 とか「気持ち悪い」というイメージになってい たけど、それで学ばないのは危険だと思った。 2つの事例の未成年の母も、もっと性について 学んでいれば、こんな悲しい話は生まれなかっ たのかと思った。
- ・性感染症ゲームをしたことで、どれだけ感染が 広がるのか身に染みて分かった。

7 「性感染症ゲーム」について

(準備物)

・重曹水 ・水 ・透明コップ ・フェノールフ タレイン溶液

(方法)

- ① 水の入ったコップを一個ずつ持つ(教員分には重曹水を入れておく)。
- ② パートナーを見付け、どちらか一方のコップに水を入れた後、再び2つに分ける。
- ③ 何人と交換するかを決め、終了したら座って 待つ。
- ④ 全部のコップにフェノールフタレイン溶液を 垂らすと、透明な水と赤い水に分かれる。

(結果)

・教員を性感染症り患者に例えた実験であり、赤い水になった場合、直接か間接的か教員の水と 交換したことになる。

(実験から分かること)

- ・性感染症のり患者と性交すれば、自分も感染する。
- ・検査しなければ、感染しているかどうか分から ないことがある(自覚症状がないこともある)。
- ・コップにラップをすれば水の交換は行えないことから、コンドームを使用すれば性感染症を防ぐことができる。

8 生徒の変容

数年前の授業直後、相談があると話してくれた

生徒がいた。家庭的な課題があったのでそのことを予想していたが全く違っていた。保健室のドアには透明な部分があり、ドアを閉めていても中の様子を知ることができるが、カギをかけて誰にも聞かれないように相談したいと言った。そして、自分がゲイであることをカミングアウトした。私は、スマホでコミュニティを探し仲間を見付けることは難しくないのではないかと話し、保健室に置いてある関連書籍の中から一冊を紙袋に入れて貸した。思い返せば同級生からそのようなニュアンスのことを言われてからかわれていることもあったが、彼は笑って否定していた。私はその都度、別にそうだとしても何も悪いことはないということを話していたので授業が刺激になり、卒業前に多少信用してもらったのかと思っている。

9 結びに

「はじめに」に書いた中学卒業直後に母親になった卒業生と、あの時の赤ちゃんが幸せに生活していることを祈るしかない。連日のように報道される幼児虐待のニュースも彼らが性教育を受けて、育児の喜びと同時に困難なこともあることを学んでいれば、いくつかは避けることができた事件ではないかと思う。そのためにも、誰もが等しく受けられる義務教育期間に、必要な知識を教えなければいけないのではないかと強く思う。

性教育の研修会には積極的に参加し、資料等を 更新している。LGBTについても、社会的な認 知が急激に向上し生徒の反応も肯定的で、より身 近なものと感じているような印象がある。授業で 取り上げる話題は新しいものに更新し、生徒にと って身近な話題として興味をもたせる工夫が必要 であると感じている。

<参考文献>

高橋幸子、「十代の若者で心配される性感染症の症状 や治療、予防について」、『健康教室』、 2018-12、p. 24-28

「小さな命」

関西に住む高校3年生の少女(18)は、2年生の終わりに、学校に隠したまま女の子を出産した。

趣味を通じて知り合い、交際していた20代の男性と別れ話をしようと、一人暮らしの男性宅を訪ねた。それまで性交の経験はなかったが、このとき無理やり関係を持たされた。以来、男性とは会っていない。

家族でスーパー銭湯に行った際、母親は、少女のおなかがふっくらしているのに気づいた。「大丈夫? 妊娠したんじゃないよね」と声を掛けたが、少女は「してない」と言って、黙り込んだ。もともと生理不順で何か月も生理がないことがあった。一度きりで、まさか妊娠したとは思っていなかった。

「一生のことだから病院に行こう」母親が説得し、学校帰りに婦人科を2人で訪ねた。

検査結果は妊娠6か月。法律上、中絶できる時期を10日ほど過ぎていた。少女はモニターに映る 赤ちゃんをじっと見つめた。産みたいという気持ちがわいた。

市役所に母子手帳をもらいに行くと、保健師から「学校には言わないから安心して」と声を掛けられた。

少女には教師になる夢がある。高校でテストの順位はいつも学年で一桁。過去に生徒が妊娠して退学になったといううわさを聞いた。学校には絶対に知られてはいけないと、上着などでおなかを隠して登校。予定日が近付くと「体調が悪い」と休んだ。それでも学年末の定期テストは受けた。おなかはカーディガンで必死に隠した。順位は落とさなかった。

春休みに入る直前、3、300グラムの女の子が生まれた。「かけがえのない子」という気持ちを 込めて名前をつけた。

今、娘は生後6か月。日中は自営業で働く母親と近くに住む祖母が世話をし、高校から帰ったら少女がみる。ベビーベッドは勉強部屋に置いた。

「まだ学生なので育てられない。母親に迷惑を掛けてしまう」と思い、少女は娘を養子に出さざるを 得ないと考えてきた。でも自分が抱っこすると安心した顔をする姿を見ていると、気持ちが揺れてく る。

ネットニュース 2018.3.1

「乳児揺さぶり死 有罪の母、泣き我が子に涙 親と疎遠、夫とけんか…家事、育児を背負い誰にも 相談できず」

自宅で当時生後 1 か月の次男を揺さぶり死なせたとして、傷害致死の疑いで母親で無職少女 (19) を逮捕した。母親は容疑を認めており、動機について「子供が泣き止まなかった」と供述しているという。

逮捕容疑は2017年8月30日午後6時半ごろ、自宅アパートで次男の脇に手を入れて前後に強く揺さぶるなどの暴行を加え、9月4日に急性硬膜下血腫に起因するびまん性脳腫脹により死亡させた疑い。

31日午後3時5分ごろ、母親が「子供がぐったりしていて動かない」と119番した。次男は呼吸、脈拍いずれもない状態で搬送され、転送先の病院で揺さぶられ症候群の可能性があると診断。病院が翌9月1日、「児童虐待の疑いがある」と通報した。長男、次男とも日常的に虐待を受けた痕跡はなく、警察は衝動的な犯行とみて調べている。

母親は、会社員の夫(26)、長男(1)、次男の4人暮らし。当時、夫は外出中で、母親と子供 2人が在宅していた。母親はおむつを替えたり、ミルクをあげたりしても次男が泣き止まなかったた め、暴行を加えたという。

(裁判からわかったこと)

埼玉県で去年8月、生後約2か月の次男に揺さぶる暴行を加えて死亡させたとして、母親で当時1 9歳だった女(20)の判決公判が開かれ、裁判長は懲役3年、保護観察付き執行猶予5年(求刑・ 懲役4年)を言い渡した。

「次男のことは今でもこれからもずっと大好き。こういうことをしまって本当にごめんという気持ちでいっぱい」。当時19歳だった母親(20)は公判で、涙ながらに後悔と反省の言葉を述べた。

公判で明かされたのは、家族4人の家事、育児を一手に背負った未成年の母親が、誰にも相談できないままストレスをため込み、泣き止まない次男に思わず感情をぶつけてしまったことだった。日常的な虐待の事実はなかった。

母親は午前4時ごろに起きて夫の弁当を2食分作り、午後7時ごろに夫が帰宅する前に夕食を準備。掃除、洗濯に加え、乳児2人の世話を一人でこなしていた。両親とは疎遠な関係で、夫の父は子供を預かってくれることがあったものの、体調が悪いため頼りきれなかったとした。夫とはけんかが多く、一方的に強く言われていたという。

当日は、長男の1歳半検診があり夕方に帰宅。雨で濡れた洗濯物の処理と夕食の準備に追われる中で次男が泣き出し、「焦り、疲れがあった。何をしても泣き止まずいらいらしてやってしまった」と泣いて認めた。今後は「夫との関係を良くして、両親を頼って協力したい」と誓った。

第3分科会 研究発表

「産婦人科校医」による性教育

~県立学校における産婦人科校医配置事業~

青森県教育庁スポーツ健康課 指導主事 原 ト モ 子

1 はじめに

【青森県教育委員会における性教育の指導方針】 学校教育活動全体を通じた系統的・横断的な指導と するために

【学校における性に関する教育の具体的な目標】

- (1) 心身の発育・発達や性に関する内容について理解し、健康の大切さを認識し、危険(リスク)を回避するとともに自らの健康を管理し、改善することのできる能力を育てる。
- (2) 生命や人格の尊重、男女平等の精神の下に、自己 や他者を尊重する態度を育み、望ましい人間関係 を築くことができる資質や能力を育てる。
- (3) 家庭や社会の一員としての在り方を理解し、性に関する諸問題に適切に対処するとともに、より良い家庭や社会づくりに向けて責任ある行動を実践することのできる資質や能力を育てる。

【発達段階に応じたテーマと重点指導項目】

小学校「生命の大切さ」

自己肯定感、男女の協力、家族の愛情 中学校「自他への慈しみ」

心身の成長、異性とのかかわり、情報の取捨選択 高等学校「自己理解から自立へ」

自他への理解の深化、適切な意志決定や行動選択 社会的規範意識

青森県では、性教育に関する特徴的な取組として県内6地区の県立高等学校に産婦人科校医を配置し、性教育の充実を図っている。

2 産婦人科校医の配置の背景

昭和53年、県内における女子高校生の性に関する 問題行動等が多く報道されたが、当時多くの10代女 性が望まない妊娠等で通院していた産婦人科クリニ ックの医師は、大変危機感を抱いていた。そして、こ の課題解決には、産婦人科医による「性の健康教育が必要である」と、当時の県医師会の産婦人科医から教育委員会に提案があり、昭和55年から県立の女子高校に産婦人科医を校医として配置する事業が立ち上がることとなった。その後、共学への移行が進んだことや、性に関して必要な知識を男女ともに得る機会を作るため、平成4年からは、青森県全域を対象とする現在の体制(教育事務所単位に一人ずつ計6名の産婦人科校医を配置)となった。

3 産婦人科校医による実践概要

県教育委員会では、産婦人科校医を中心に以下の3つ の性に関する事業を実施している。

- (1) 性に関する講演会・性に関する協議会
- (2) 性に関するセミナー
- (3) 性に関する教育指導者研修会

以下にその内容を紹介する。

支援学校20校で実施予定。

(1) 性に関する講演会・性に関する協議会 <性に関する講演会>

対象

県立高等学校(全日制、定時制、通信制)、特別 支援学校高等部の生徒。対象学年は学校及び校医 が相談の上で決定するが、1 学年への実施が多い。 平成29 年度は、69 校10,389 名、平成30 年度 は、72 校10,318 名、令和元年度は、68 校9,625 名 が受講した。令和2年度は、高等学校68 校、特別

② 講師

県内6地区に配置された産婦人科医(6名)のほか、数名の産婦人科医が担当。

③ 予算措置

校医報酬及び講演講師の謝金等を県で予算化。

④ 講演内容

性情報が氾濫するなど子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動選択できるように指導することを目的に、学習指導要領をベースとした妊娠や避妊の仕組み、性感染症予防や月経のコントロールを中心に実施している。

◇令和元年度 感想抜粋

(高等学校 生徒)

- ・お互いに尊重することが大切だと思った。同時 に、自分の意志を相手にしっかり伝えて、慎重に行 動すべきだと思った。
- ・性の多様性を知り、それを理解した上で相手のことを思いやった行動をすることの大切さを知ることができた。
- ・それぞれ好きになる人は違うこと、愛情を勘違いしないこと、高校生になって大人に近付いたからこそ、より深く理解し、自分も相手も楽しく過ごせるように考えて行動しなければならないと感じた。
- ・自分を認める力、自分を表現する力、相手の話を 聞く力等をしっかり身に付け、自分を大切にし、相 手も大切にできる大人になりたい。

(特別支援学校 生徒)

- ・赤ちゃんができる仕組みを知ることが出来たのがよかった。
- ・プライベートゾーンや相手の気持ちを考えて距離が近すぎないように生活したい。
- ◇校内における性に関する課題(報告書から抜粋) (高等学校)
- ・性に関する知識 (妊娠、避妊、性感染症) が正確でない。
- ・生徒が将来、性に関する課題に直面したときに対 応できるような実践力が不足している。
- ・デートDVやセクシュアルハラスメント等の男女 交際に関する問題への指導の在り方。

(特別支援学校)

- ・体の成長と知識とのギャップがあること、狭い世界での交友関係のみであること。
- ・社会経験の乏しさや少人数での集団で育ってきた 環境から相手を信用しやすい生徒もおり、将来的に 性的な被害者になるのではないか心配だ。

<性に関する協議会>

産婦人科校医、配置校の校長及び担当者を協議会の構成員とし、授業後のアンケートや事業報告書を基に今後、取り上げる内容等について検討するとともに、地域の性教育の課題等についても協議し、翌年度の事業に反映させる。

(2) 性に関するセミナー

① 対象

県内の小、中、高等学校及び特別支援学校の 教職員、学校医及び地域保健関係者。

② 講師

県の関係部署、医師会や産婦人科校医等の県内外の性教育関係者。

- ③ 予算措置県で予算化し、青森県医師会へ委託。
- ④ 過去3か年内容紹介

[平成29年度] 参加者115名 行政説明「スポーツ健康課の取組について」 報告「八戸地区中学校・高校における性教育17年 を顧みて」

講演 I 「性暴力・性犯罪被害者支援のために知っておきたい知識」

講演Ⅱ「LGBTを理解するために」

講演Ⅲ「お産の現場から性教育を語る」

特別講演「学校と子どもの人権保障~悩みを抱え ている子を支援するための法的知識~」

情報提供「県内高校生のAIDS性感染症に対す る意識調査について」

[平成30年度] 参加者112名 行政説明「スポーツ健康課の取組について」 報告「青森県における人工妊娠中絶について~旧 優生保護法も含めて~」

講演 I 「児童養護施設職員を対象にした学習会」 支援のために知っておきた

講演Ⅱ「規則正しい月経は健康のバロメーターな のでしょうか?」

講演Ⅲ「性教育講演で伝えたいこと」 特別講演「子ども・家族を苦しめる4つの言葉の 呪縛とその解法」

[令和元年度] 参加者 115 名 報告「青森県における人工妊娠中絶について〜全 国子ども虐待による死亡を含めて〜」 講演 I 「性暴力被害者支援について」支援のため に知っておきた

講演Ⅱ「学校で気付いてあげたい月経関連トラブルについて」

特別講演「ネット依存予備群と子どもの脳〜脳の 性差と AI 社会男女格差〜」

質疑応答及び事前質問への回答

(令和元年度 参加者の感想から)

- ・複雑な家庭環境・生育環境の子どもたちが増えていく中での性(命)の授業はどうあるべきか考えさせられた。
- ・保健の時間が限られている中での大切な性指 導は時間確保が難しい。国や県が一体となり、小 学生にも専門的な医師による指導が必要だと考 える。
- ・男子の性に関して適切に指導していけるよう 情報を知りたい。

(3) 性に関する教育指導者研修会

対象

県内の小、中、高等学校及び特別支援学校の教職員(臨時教員を含む)。

- ② 講師 産婦人科校医。
- ③ 予算措置 文部科学省委託事業「学校保健総合支援事業」。
- ④ 過去3か年内容紹介

「平成29年度」参加者29名

講演「決して少数ではないLGBTを理解する ために」

演習協議 各校における性教育について アイデアカードを用いて協議を行い、 研修のまとめとして班ごとにスライド を作成 (ワンスライド)

[平成30年度] 参加者44名

講演「性の多様性を理解し共生していくために」 事例研究・協議

(子どもと親の SOS から学ぶ~思春期研究会に寄せられた電話相談をもとに)

[令和元年度] 参加者 45名 講演「性の多様性を理解し共生していくために ~LGBTを中心に~」

▽講演の様子



校種別協議「各校における性教育について」

(講演の感想)

- ・LGBTだけでなく、個性を認め合えるクラスづくり、学校づくり、社会づくりが大切だと思った。「誰だってマイノリティ」という考え方はよい。
- ・LGBTの児童生徒の悩みを少しだが共有することができた。
- ・悩み、苦しんでいる子どもたちが増えているので、私たち教員が受け止めてあげる体制を整えるためにも、体育教員や養護教諭だけでなく、もっと多くの教職員に参加してほしい研修会だった。・LGBTについて、詳しくわかりやすく学ぶことができた。LGBTQとひとくくりで考えがちだが、L・G・B・Tとそれぞれの個を尊重することも大切なのだと気付いた。また、新しい知識を常に学び続けることの大切さを実感した。

実際の現場での対応に苦慮した事例について校 種別で検討

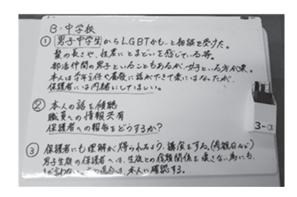
▽校種別協議発表の様子



(協議会の感想)

- ・グループ協議では、大きな収穫を得ることができた。高校部会では、各校1人LGBTの生徒がおり、カミングアウトされていない場合等、様々な苦労がある中で意見交換ができた。
- ・発達段階に応じて、各校種で捉えられている問題が様々であることを知った。
- ・新しい学びばかりだった。性違和感を感じはじめるのは、小学校以前が多い等、教師や大人の理解ある支援が、幼い頃から必要だと感じた。
- ・自校にいるLGBTかもしれない生徒の気持ちを 全く理解できていなかった自分に気付くことがで きた。
- ・各校でかなりの LGBT の相談があることに驚いt
- ・本人からの申し出がなければ、介入しづらい問題ではあるが、生徒本人のみならず、周りの生徒も含め理解し合える教育をしていきたい。また、教職員研修もまだまだ必要であると感じた。

▽校種別協議発表資料



4 産婦人科校医配置による成果

産婦人科医の専門的な見地から予期せぬ妊娠や性感染症の予防に関する正しい知識が伝えられるだけでなく、月経の仕組みや役割、月経困難症を代表とした月経トラブルの対処法などの説明は、女子生徒の学校生活だけでなく将来の女性活躍にもつながると思われた。特に我が国では副作用などの誤解から普及が遅れている低用量ピル(OC)が、避妊目的だけでなく月経困難症の治療や月経周期の調整などにも有効である点も説明されている。講演後の感想から、トップアスリートがOCを服用しながらオリンピックなどに臨んでいる実例が生徒に印象強く残っていることがうかがえる。

産婦人科でOCの処方を受ける際に婦人科的診察(内診)は不要であり、問診と血圧・体重測定のみで可能という説明は、思春期女性の婦人科受診の敷居を下げる意味で大変意義深いことである。OCと全く同じ成分の薬剤が月経困難症の病名で保険診療が可能という説明も、生徒や保護者に参考になっているようであった。

また、平成25年6月にHPVワクチンの積極的勧奨が中止されたため、我が国でのワクチン接種率は1%未満に低迷しているが、産婦人科医の専門的見地から効果と副反応の説明が行われ、小学6年生から高校1年生女子に対して無料でワクチン接種を受けることができる定期接種は現在も継続していることを初めて知った教員や保護者も多く、青森県では次第にワクチン接種率が上昇してきている。

5 性教育の今後の課題

青森県における産婦人科校医制度は、県内の産婦人 科校医の先生方の熱意と厚意により長年続けられてき たものである。産婦人科校医を中心とした性教育につ いての取組みを今後も引き続き実践していくためには、 県の支援や産婦人科校医の人手が十分とは言えない。 今後は、産婦人科のみならず助産師、保健師、養護教 諭、教師等との連携が必要である。その際、性教育に対 する考え方の共通認識を持ち実施するための取組が必 要となる。

また、性教育においても正しい知識のほか、自分を 大切にすることや他人を思いやることなど「いのち」 の教育であることをより一層、強調していく必要があ る。同時に、家庭における子どもへの教育を推進する ため家庭に対する働きかけも必要である。

なお、学校教育活動全体を通して性教育を行い、生 徒の健康への関心を高めたり健康に対する知識を深め るためにも、カリキュラム・マネジメントのより一層 の充実が必要である。

6 おわりに

性教育=生教育と言われるように、学校における性 教育が、自分と他者の命について考える機会となり、 マイノリティも含め、自他ともに認め合うことができ るようになることを期待し、今後も性教育に取り組ん でいきたい。 第4分科会

喫煙·飲酒·薬物乱用防止教育、 医薬品に関する教育、学校環境衛生

発表者

宮城県利府高等学校 教諭長岡樹

福島県福島市立矢野目小学校 養護教諭 菅野 亜希子

第4分科会 研究発表

喫煙対策を中心にした保健授業での取組

~主体的・協働的な健康づくりを目指して~

宮城県利府高等学校

教諭 長岡 樹

1 はじめに

本校は、普通科とスポーツ科学科の2つの学科があり、「高い志を持ち、質の高い文武両道の実践をとおして、知・徳・体の調和の取れた人間の育成を目指す」という教育方針の下、学習や部活動等に取り組んでいる。

また、本校のある利府町には、宮城県総合運動公園があり、その中には開催が延期された東京オリンピックの男女サッカーが行われるスタジアムがある。このように本校はスポーツを専門的に学ぶことができる学科や地理的にスポーツを身近に感じられる環境に位置しているという特徴がある。

さて、社会の動向に目を向けると、健康増進法の一部が2018年7月に改正され、2020年4月から全面施行された。このことにより受動喫煙を防止するための取組はマナーからルールへと大きく変わった。この取組は、東京2020オリンピック・パラリンピック(以下、オリパラ)開催を契機とした受動喫煙対策であり、保健体育科「科目保健」の学習内容である喫煙と健康では題材としてタイムリーでもある。

ここでは、その保健の授業で実践した内容を紹介する。今回、喫煙対策として社会や地域でどのような課題や取組がなされているのかを理解すること、どのような取組が今後必要なのか生徒自ら考案することを目標として授業を実践した。

2 授業の実践

保健学習を体系的にみると、小学校では身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を実践的にとらえること、中学校では個人生活における健康・安全に関する内容を科学的にとらえること、高等学校では個人生活や社会生活における健康・安全に関する内容を総合的にとらえることを目指している。このようなとらえ方に基づき、社会の課題や対

策を身近にしていけるよう、地域の健康課題や取組がわかる表示を写真で示したり、興味関心が高いと思われるオリパラを題材にしたりしながら授業を展開した。

また、主体的に他者と協働して課題を解決していく活動に楽しさとその必要性を見出してほしいと考えている。このような理由から、意見交換や話し合い、発表等を通して学び合いができる時間と空間の確保を意識して授業を行った。

(1)授業計画

1時間目には、喫煙の健康影響や喫煙開始の要因、依存性について中学校時の復習も兼ねて科学的知識の理解を図る内容とした。2・3時間目には、世界と日本の対策を比較したり、社会に目を向けて喫煙への対策を調べ考えたり、発表したりする時間とした。

(2)授業内容

1時間目では、健康に害があることをわかっていながら、なぜ始めてしまうのかといった開始の要因について考えさせたり、たばこ1本分の煙をペットボトルに入れた映像を視聴したりするなど、喫煙の健康への影響や害について学習を進めた。そこから、受動喫煙や妊婦・胎児、社会全体への影響について理解させて、その対策の必要性について触れて次の2時間目につなげた。

2時間目では、たばこ規制枠組条約よる世界の喫煙対策や健康増進法による日本の喫煙対策について理解させた。たばこ規制枠組条約によってパッケージへの警告表示が強化されたことについては、実感できるよう警告表示を撮影した写真を提示した。日本の対策については、健康増進法が一部改正されて、原則屋内禁煙、屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要に、20歳未満の者は喫煙エリアへの立入が禁止に、喫煙室には標識掲示が義務付けになったことを新聞

記事や写真を用いて説明した。

生徒がよく使用する場所として身近な公共機関の 発着駅である仙台駅の喫煙対策の様子を写真に収め てきた。仙台駅内の飲食店の出入口に掲示されてあ る喫煙対策について数年前に撮影した表示内容と 2020年4月に全面施行された受動喫煙対策が反映さ れた表示内容の写真を見比べて何か変わったのかを 学ぶことを通して、社会の動向を知ってほしかった。

次に受動喫煙対策についてオリパラを切り口の1つにした。日本では、東京2020オリパラ開催を契機として受動喫煙対策が進められたことから、過去にオリパラが開催された国・都市の受動喫煙対策と比較して(表1)理解を図った。生徒の興味関心の高いオリパラを受動喫煙とつなげることで、国の施策を身近に感じさせ、受動喫煙についての関心や意識を高めさせたいと考えたからである。

ここでは、オリパラで受動喫煙対策に関する認知が高まることが期待されていること、東京 2020 オリパラ開催を契機として、健康増進の観点に加え、近年のオリパラ開催地における受動喫煙の法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策が図られていることに触れて理解を図った。

さらに、厚生労働省のIPから『全国統一けむい問模試』にトライさせて、関心を惹くようにした。確認したいことはスマートホン(以下、スマホ)で容易に調べられる時代であり、生徒も日常的にスマホを活用していると思われる。このような現状から社会の動向を即座にキャッチするために積極的にスマホを活用した。

また、対象年次の総合的な探究の時間で取り上げられた SDGs の「あらゆる年齢のすべての人の健康

T #0 89 AV #0 :±:	喫煙環境			
五輪開催都市	屋内(飲食店)		屋外(路上)	
2020 東京	禁煙・分煙・ 喫煙可が 混在	Δ	規制あり ※1	Δ
2016 リオデジャネイロ	禁煙	×	喫煙可	0
2014 ソチ	禁煙	×	喫煙可	0
2012 ロンドン	禁煙	×	喫煙可	0
2010 バンクーバー	禁煙	×	規制あり ※2	Δ
2008 北京	分煙	Δ	喫煙可	0

(注)五輪開催時点。ただし東京は2017年2月時点 ※1 都内の多くの自治体で条例により路上喫煙を規制 ※2 条例で公共の建物の入り口などから6に以内は禁煙

表1 五輪開催都市の喫煙環境比較

的な生活を確保し、福祉を推進する」という『持続 可能な開発目標』の1つに触れた。喫煙対策につい てグローバルな視点で考えさせたい意図があったか らである。

以上の対策について理解させてから、調べる活動に取り掛かった。発表する課題については、喫煙者と非喫煙者それぞれに対してどのような対策がとられているのか、また地域や企業、行政のたばこ対策委員やそのリーダーとして、多くの人たちを対象に、どのような対策をとることが必要なのか考えさせて発表することにした。1つのグループは4~5名で、スマホを使って調べまとめたことを発表し、クラスで共有して理解を深めさせた。2時間目で調べて発表までには至らないため、3時間目に発表することにした。発表方法については、教師タブレット(ipad)で記入用紙(写真1)や生徒がスマホで調べた内容の写真を撮影し、それをスクリーンに投影して(写真2)クラスで共有した。

身近な場所・地域、行政、民間の取組を紹介した グループもあり、多くの生徒の生活圏である仙台市 の取組を紹介したグループもあった。生徒の居住及 びその近辺地域や場所での取組は身近に感じられる。

喫煙者	非喫煙者		
·吸了心心下,一个起心为川久了全分的爪樓就全身的方。《新中心》 ·公尺の過一吸了時以次的分析 過新十級了。(改年珠江級力)	. 400		
·禁煙治療を優軽にできる とりにする。(青年区を成野区)	だりまいる(近かからない) ・ 葉煌かかとを実施する。 → 2020年10月25日14.00~16:30〈弘		

写真1 発表資料に記載された内容

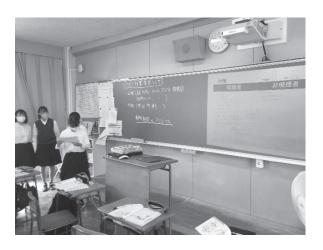


写真2 グループ発表の様子

写真(3、4)は宮城県や仙台市の取組を紹介したものである。生徒が調べたり考案したりした内容は 多岐にわたっていた。ここでは紹介しきれないが、 その一部(表2)を示す。





写真3 宮城県・仙台市の取組



写真4 仙台市内中心部の無料喫煙所案内

車のパーキングのように時間の経過とともに料金が加算される喫煙所たばこを吸いたい気持ちを抑えるガムを無料で配る会社内全面禁煙会社のドリンク等にタバコ税を加えるたばこ価格の値上げパッケージをたばこを遠ざけるような気持ちにさせるものに変える喫煙所がある場所をマップに表示する会社のドリンク等を5%割引きする禁煙治療を気軽にできるようにする禁煙外来の費用補助禁煙イベントを実施するョっ白なタオルをたばこの煙で黄ばませて見えるところに展示するYouTubuを活用学校で学習する

表2 生徒が発表した喫煙対策の一部

3 オリンピック・パラリンピックと喫煙対策

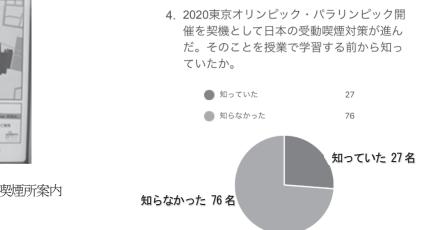
生徒は、オリパラと喫煙対策を関連づけて理解を 働きかけたことについて、以下のような感想(表3) を述べている。

みんなにとって身近な話題であるため分かりやすかったと思う。 来年開催されるオリンピックなどの話があったので、身近なものに感じた。 関連付けることで理解の速度が増した。 他の国と日本のタバコへの対策が違うなと思った。 世界中の人達が注目するので、丁度良い機会だと思います。 行事を機に対策を行うことで、広い範囲に影響を与えられて、良い方法だと思った。

表3 感想の一部(1)

身近に感じられたことやグローバルな視点で受け 止められており、オリパラを関連づけた成果といえ る。しかし、本校生の誰もがその存在は知っている と思われるオリンピックであるが、以下のアンケー ト(図1)から示されているとおり、喫煙対策との 関連は知らなかった生徒が多かった。それ以外にお いても理念や価値、歴史、大会を支える仕組み、負 の部分と改善に向けた取組など生徒にとって調べた り学んでいたりしなければわからないことも多い。

応答 103



質問

図1 Forms により作成したアンケート①

これまでの実践において、オリパラを題材とした 学習は力を発揮してきた。話題性に富んでいて影響 力がある。その守備範囲は広く教材の宝庫といえる。 さらに、生徒が持つオリパラへの興味・関心は高い ことから、関連できる内容である場合はそれを活用 したいと考えている。

今回は取り上げなかったが、日本禁煙学会や日本 生活習慣病予防協会、日本医師会などにも喫煙対策 についてオリパラを契機として進められたと取り上 げられており、喫煙対策をオリパラと関連づけて理 解を深めさせることもできる。 また、他者を尊重する観点からも受動喫煙対策を 見つめることができると考える(表4)。

受動喫煙対策は、健康増進の観点に加え、他者を 尊重する姿勢であり、オリパラを通して学ぶことに より、理解を深めたり促進させたりできる可能性が ある。

・喫煙について調べている時に、他の国の喫煙対策について見たことがあった。
・日本よりも進んでいる国が多かったので、オリパラという異国交流から
受動喫煙対策についても学んでいけたらいいのかなと思った。
・オリパラ開催に向けて、日本がどのように動いているのかを知ることができ、
保健の授業を受けただけでなく、同時に社会についても理解が深まって良かった。
・オリンビックなどは全世界の人が集まるので、日本のたばこの法律や対策、
値段について他国と比べ厳レくないため、他国からは良い目ではみられないだろうと思った。
・これからも自分だけではなく他人の健康にも配慮して行動していきたいと思った。

表4 感想の一部②

このような視点でとらえると保健体育科における 科目体育の領域である体育理論や総合的な探究の時間、特別活動等につなげることができる。オリパラ 開催を契機とした受動喫煙対策から他者を尊重する 姿勢を学び、そこからオリパラの理念や価値を学ぶ こともできるからである。

図1、2のアンケートはMicrosoft Forms を活用して作成しデータを整理したものである。他にも、『来年の 2021 年東京オリンピックにおいて、地元利府町の宮城スタジアムで男女サッカーが開催されるため、世界各地、日本各地から観戦に来ることが予想される。会場や周辺地域、公共機関、飲食店等の受動喫煙対策が求められる。それはなぜなのか』など、オリパラと喫煙について考えさせた。

今回はこのデータを活用しての授業実践は行って

5. 2020東京オリンピック・パラリンピックの 開催を契機とした受動喫煙対策は健康増進 に向けた取組として有効といえるか。1~ 4(1が全く有効ではない、4がかなり有 効である)の中から選び答えなさい。

4	かなり有効	48
3	有効	41
2	有効ではない	11
1	全く有効ではない	3

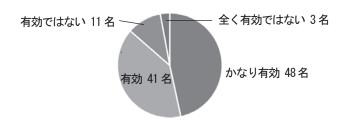


図2 Forms により作成したアンケート②

いないが、これらの結果を活用して話し合い等の授業を展開することもできる。そこでは、自他や社会、地域の課題を発見したり、よりよい解決に向けて思考したり、様々な解決方法の中から適切な方法を選択するなどの判断をしたりする学びができると考える。

本校では『利府学講座』というタイトルで総合的な探究の時間が展開されている。1年次では『地域を知る』ことが課題とされており、生徒にとって身近な地域社会を素材・題材として、社会問題への興味関心を抱くきっかけとしている。利府町の健康に関する取組を見てみると、受動喫煙への対策(広報りふ9月号)もあり、教科横断的に学ぶことができる。

4 最後に

生徒にとっていかに身近に感じさせる教材づくりができるのか、試行錯誤し続けていきたい。そして、地域への貢献や地域との協働活動の視点を持つことや実践を試みながら、主体的・協働的になるような学びを展開していくことが、進んで健康づくりに取り組む子どもの育成につながると考えている。

今後の課題になるが、養護教諭と連携することや 外部講師の活用、教科横断型による学びなどカリキュラムマネジメントの視点を持ちながら学びを深め、 生涯にわたり心身ともに健康でたくましく生きる力 を育ませたい。

【参考資料】

- ○長岡樹:全校生徒で学び合うオリンピック・パラリンピック教育~各活動をつないだ高校での実践 ~、女子体育 vol. 62-8・9:52-57、2020
- ○文部科学省:オリンピック・パラリンピック教育 の推進に向けて 最終報告、オリンピック・パラリ ンピック教育に関する有識者会議、2016
- ○厚生労働省 IP: 国民の皆さん なくそう! 望まな い受動喫煙

https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/people/

○首相官邸 HP:受動喫煙防止対策強化検討チーム http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_s uishin honbu/kituenboshi/index.html

第4分科会 研究発表

自ら判断し適切な行動をとることができる児童の育成

~教科横断的な指導を通して~

福島県福島市立矢野目小学校 養護教諭 菅野 亜希子

1 はじめに

矢野目小学校は、児童数 392 名 15 学級の中規模 学校である。

本校は福島市のシンボルである信夫山の北部にあり、学区は畑や果樹園に囲まれた自然豊かな地域と、商業施設や住宅地が広がる地域に大別される。

今年、創立 67 周年を迎えるが、以前から地域との結びつきが強い。地区体育協会との共催で行われる「矢野目小学校・矢野目地区合同大運動会」や地区夏祭り実行委員会主催「やのめ夏祭り」、地域の史跡を巡る「矢野目健康ウォークラリー」が地区青少年健全育成推進会・地区体育協会主催で行われるなど、地域の方々と共に子供達を育てる行事が、数多く実施されている。また、保護者は学校の活動にとても協力的で、PTA活動も盛んである。



図1 校舎外観



図2 やのめ夏祭り

2 実践の紹介

本研究では、子供達が好奇心で薬物に手を染めないよう、正しい知識と適切な意思決定をする能力を培うことを目指し、以下の実践を行った。

(1) 単元名:心の健康 5年体育(保健) 本時「不安や悩みがあるとき」

本単元では、目に見えない心の様々な状態についての学習をした。心は年齢とともに発達をしていくが、現代の社会では人間関係の希薄化・社会環境の変化などに伴い、不安や悩みをもっていてもうまくコントロールができず、反社会的行動をとる子供達が増加傾向にある。そこで、誰でも経験する不安や悩みに対して、自分に合った対処の仕方を考えることで、今後の生活において経験するであろう自らの不安や悩みと向き合い、適切な対処方法の選択や決定を自分の意思でできるための力を身に付けさせていきたいと考えた。

「不安や悩みがあるとき、気持ちが楽になる方法を考えよう」をテーマにブレインストーミングを行い、様々な対処法をできるだけ多く出すようにした。

その際に、好ましくない対処法を確認し、自分 に合った方法で対処することが必要であること を話し合うことができた。

〈意見を出すときの確認ポイント〉

- ○法律や規則に違反していないか。
- ○自分や人を傷つけることにならないか。
- ○誰かに迷惑をかけないか。



図3 ブレインストーミングをする児童

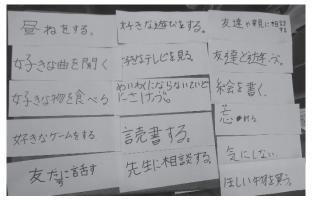


図4 グループごとに対処法を書き出した短冊

(2)「薬物乱用防止教室」5年学級活動



図5 お話をしてくださる青少年健全育成推進会長

まず始めに、薬物乱用についての DVD の視聴を行った。薬物乱用とは何か、危険薬物の種類について、薬物を乱用するとどうなるのか等、児童にも分かりやすい内容であった。



図6 副読本を見ながら話を聞く児童

次に、ゲストティーチャーの青少年健全育成推 進会長から薬物乱用防止読本「薬物乱用は『ダメ。 ゼッタイ。』健康に生きよう」をもとに、説明をし ていただいた。回数、用法、用量を守らないと市 販や処方された薬であっても薬物乱用になること、また、危険ドラッグは体に様々な障害や感染症を引き起こしたり、脳を破壊し薬物依存症になってしまったりすること、後遺症になると周りの人にも迷惑をかけてしまうことについてもお話ししてくださった。日本は薬物乱用が比較的少ない国だが2%程の人は薬物の使用経験があり、特に大麻に誘われる経験が多いこと、大麻使用の容認傾向は10代から30代が高くなっていることなど、具体例を出し、時には児童に問いかけたり、質問したりしながら、薬物乱用防止について分かりやすく教えていただいた。



図7 薬物乱用防止副読本

最後に、質問や振り返りを行った。子供達の振り返りでは、「薬物乱用は危険な行為なので、絶対にやらない」、「薬物乱用は身近にあるからこわい」、「誘われたら絶対に断る」、「一度やると止められないのでこわい」、「脳がこわれてしまう」、「薬物は違う名前で売られていたりして、身近な所にもあることが分かった」など、薬物乱用の怖さについて理解し、一度でも使ってしまうと取り返しのつかないことになることを知ることができた。また、この授業を通して、薬物乱用防止についての理解を深めることができ、薬物に誘われたらはっきり断るなど自ら判断し、薬物乱用は絶対にしないことを強く意識することができた。

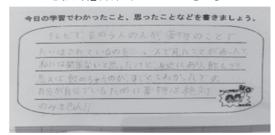


図8 児童が書いた感想

(3) 単元名:病気の予防 6年体育(保健) 本時「喫煙の害と健康」

6学年の体育科保健領域「病気の予防」の中に 『喫煙の害と健康』についての学習がある。喫煙 は児童に身近なものであり、家族が喫煙している 等タバコが周囲にある環境で生活している児童に とっては健康を害するものとの意識はあっても、 それをやめなくてはならないという行動につなが らない可能性も考えられる。本時の授業では、ゲ ストティーチャー(学校薬剤師)の話を聞くこと でより専門的な視点から防煙に対する意識を高め ることができると考え、授業を実践した。

【内容】

- ・主流煙と副流煙について
- ・受動喫煙について
- ・薬物乱用とタバコについて
- ・タバコをすすめられたら
- タバコとお金の話
- ・タバコを取り巻く環境
- ・タバコを取り巻く話題
- ・学習してわかったこと(質問・感想)

事前に学校薬剤師・管理職・担任・保健主事・ 養護教諭で話し合い、児童がタバコについて自分 事として考え、これからの行動に生かすことがで きるように内容を検討して本時に臨んだ。

授業では、まず福島県はタバコを吸う人が多い 都道府県第4位であること(震災直後は第1位で あったこと)に児童は驚いている様子だった。そ して、タバコを吸うと肺がんなどになりやすくな ること、最近増えている電子タバコでもタバコと 同じ害があること、副流煙の方が体に悪い成分が 多く入っていることなど、自分がタバコを吸わな くても受動喫煙によって様々な病気になることな どを学んだ。児童は学校薬剤師の話を真剣に聞き、 タバコは健康のために良くないということを理解 することができた。



図9 お話をしてくださる学校薬剤師

次に、タバコをすすめられたらどうすればよいかを考えた。初回喫煙年齢のグラフから小・中・高校生からタバコを吸い始めている人が2割もおり、こうしてタバコは健康を害することが分かっていながら吸ってしまいやめられなくなっている人がいることを理解した。そして、実際タバコをすすめられたら

- はっきり、きっぱり断る。
- ・何度も断る。
- 理由を言って断る。

など、学校薬剤師から具体的にその方法について 学んだ。児童は「もし自分がタバコをすすめられ たらどうすれば断れるだろうか」と、自分事とし て考えることができていた。



図10 感想を書く児童

授業の最後に、児童一人一人が授業の感想を記入した。その中には次のようなものがあった。

- ・最初はタバコには有害物質や悪いものはあまり 入っていないと思っていたけれど、今日の授業を 聞いてびっくりした。大人になっても絶対にタバ コは吸わないように今日の授業を思い出しながら 心がけていこうと思った。
- ・私の家族はタバコを吸っているので、今日のことを教えて吸わないように説得したい。

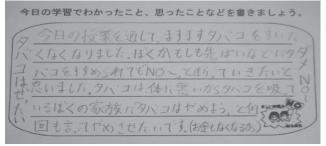


図11 児童が書いた感想

この授業を通してタバコについての理解を深め、 健康的な生活を送るために自分がどのように行動 していくべきかを深く考えるきっかけとなった。 今後も、自分で決めた適切な行動をとることがで きるように指導していきたい。

(4) 主題名:自由と規律ある行動 6年道徳 本時「移動教室の夜」

本時の授業では、自由を楽しむには、集団として規則やルールを守ることが大切であることを知り、規律ある行動を取ろうと判断する力を高めることをねらいとした。児童は、「自由と責任とは・・・」ということについて考えた。教材には、宿泊を伴う活動の夜に、一晩中起きていようという約束を実行する主人公と登場人物Aが登場する。そして気分が悪いから早く寝たいと言っていた登場人物Bが翌日に貧血で倒れてしまうというあらすじである。

児童は、昨年度2泊3日の宿泊学習を行ってい るため、自分たちの経験と重ね合わせながら考え ることができていた。その中で、なぜ主人公は自 己中心的な行動になってしまったのかについて考 えさせた場面では、「少しくらい大丈夫という気持 ちがあったからだと思う。周囲を考えることより 自分の楽しさを優先してしまった。」や、「わくわ くして楽しみな気持ちが、自分を制御する心に勝 ってしまい『自由』と『自分勝手』をはき違えて しまったからだと思う。」などという考えをもって いた。このような発言や道徳ノートへの記述から、 状況を判断して正しく行動しようとすることにつ いて、自分の生活を振り返り、これまでの経験の 中から考えを深めることができたと考えられる。 また、本時の学習の振り返りでは、「ある程度のき まりの中に自由はあって、自由にも責任をもって 生活していくことが大切だと考えた。」という意見 や、「自分は3年生くらいまでは自分勝手な行動が 多かった。しかし、今は自由の中にもやっていい 事とやってはいけない事があることを理解してい る。」ということを道徳ノートに書いていた。

児童は、自己を見つめたり、これからの生活について考えたりすることができ、自ら判断し適切な行動を取ろうという気持ちを高めることができた。



図 12 自分の考えを発表する児童

3 成果と課題(○成果 ▲課題)

- ゲストティーチャー(学校薬剤師・青少年健全 育成推進会会長)を招いた際は、ゲストティーチャー、管理職・担任・保健主事・養護教諭で事前 打ち合わせを行い、よりよい授業になるように、 それぞれの立場を生かした意見を出し合い、授業 に臨むことができた。
- ゲストティーチャーを招いて授業をすることに より、児童にとって具体的で分かりやすい授業と なり、薬物乱用等に対して理解を深めることがで きた。
- 体育(保健)・学級活動・道徳の授業を通して、 薬物乱用のみならず、あらゆる場面で、自ら判断 して、適切な行動を取ろうという気持ちを高める ことができた。
- ▲ 学校での取組を、家庭にも広げていくための工 夫が必要である。
- ▲ 教科のみならず、あらゆる機会を通して、自分 の行動に責任をもち、適切な意思決定ができるよ うに指導していく必要がある。

4 おわりに

近年、情報機器の普及等により、子供達を取り巻く環境が大きく変化しており、子供達の行動を大人がすべて把握しにくい状況になっている。薬物等への誘いも危惧される中、小学生のうちから、発達の段階に合わせた指導が重要であると考える。

薬物が容易に入る社会となった今、子供達が好奇 心等をきっかけに、薬物等を始めないようにするた めに、正しい知識と自分の健康や行動に責任をもち、 適切な意思決定をする能力を育成することが重要と なる。

今後も子供達に様々な場面で、適切に対応できる 行動能力を身に付けさせることができるよう、あら ゆる機会を通して指導をしていきたいと思う。

【参考文献】

- ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 小学校編 文部科学省
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 ー令和元年度改定— 小学校編
 - 公共財団法人 日本学校保健会
- ・心の健康と生活習慣に関する指導 文部科学省